

公益財団法人西川記念財団

2 0 2 5 年 度

奨 学 生 募 集 案 内

奨学生募集について

1. 趣 旨

公益財団法人西川記念財団（以下当財団）は、広島県内に居住する子供たちに対し、心身の健全な県民生活に寄与することを目的とし、経済上の理由により大学に進学が困難な事情にある方に、大学在学の期間（大学における正規の最短修業年限まで）、奨学金を支給します。

この奨学金は、返済の義務はなく他の奨学金との併用も可能です。

2. 応募資格

次のいずれにも該当する者

(1) 広島県内に居住していること

(2) 広島県内の高等学校に在学していること

学校教育法による広島県内の高等学校（国立・公立・私立の全日制・定時制・通信制のいずれでも可）に在学し、2026年3月卒業見込の者

(3) 大学に進学すること

2026年4月に学校教育法による国立・公立・私立のいずれかの大学(夜間学部・通信学部および短期大学を除く)に進学すること

(4) 経済上の理由で大学進学が困難であること

人物・学力ともに優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由により大学への進学が困難な事情にある者

3. 応募方法

応募に必要な書類を準備し、ガクシーへ登録後、応募期間内にガクシーからお申し込みをお願いします。

(2)～(7)の書類については学校で取りまとめの上郵送ください。

※当日消印有効

詳細は当財団 HP でご確認ください。

<https://www.nishikawa-rbr.co.jp/zaidan/index.html>

応募期間 2025年4月23日～2025年6月30日

(1) 奨学金申請書

※ガクシーを利用できない事情がある場合のみ郵送にて提出。

(2) 奨学生推薦書

(3) 学業成績証明書

第1学年から直近までの成績証明書を添付して下さい。

(4) 戸籍謄本

筆頭者と養育者が違う場合は養育者の戸籍謄本も合わせて提出してください。

(5) 住民票の写し

住民票は世帯員全員の記載のあるもの・記載内容の省略をしていないものを提出ください。※住民票コード、マイナンバー不要

また、世帯を分けている場合の同居者の住民票謄本も合わせてご提出ください。

(6) 家族・同居者の収入を証明する書類（原則として正本）

同居されている人全員の課税台帳証明書(所得証明書)を提出してください。また証明書に記載のない非課税部分の収入(遺族年金、生活保護費、児童扶養手当、児童手当、祖父母等からの援助※、慰謝料※等含む)についてもその内容を証明する書類を提出ください。※様式問わず

(7) 作文

タイトルは自由です。将来の目標や、大学で何を学びたいのか等、400字詰め A4 原稿用紙 1枚以上 2枚以下(400字以上 800字以下)で作成ください。

4. 選考方法

(1) 第1次選考

奨学生志望者から提出された応募書類をもとに、2025年7月初旬頃に、選考委員会において書類選考を行います。

(2) 第2次選考

書類選考に合格した者について、2025年8月末までに、選考委員による選考を行います。選考方法は改めて通知します。

(3) 第2次選考の結果

奨学生予定者を選定し、奨学生として内定した旨、本人に通知するとともに推薦した高等学校長に通知します。

なお、奨学生予定者が大学に入学したときは、直ちに「入学したことを証する書類」（原則として在学証明書原本）を、当財団に提出してください。

5. 採用決定

奨学生の採用は、奨学生として内定したものが、「入学したことを証する書類」を、当財団に提出したときおよび奨学金給付規定の内容を理解し、承諾されたときに決定します。

内定者が奨学金を辞退、または大学入学（進学）をしなかった場合は内定者への奨学金は支給せず、補欠者の中から再選考し、奨学金を支給します。

6. 給与額・給与期間

奨学金は大学における正規の最短修業年限について、月額6万円を6月・9月・12月・3月の年4回に分けて給付します。また、入学準備金として5万円を初回振込時に給付します。

7. 報告義務

奨学金受給者は毎年1回、学業成績証明書と学生生活についてのレポートを提出していただきます。また、毎年1回開催される奨学生報告会に参加いただき生活状況を報告いただきます。

奨学期間中に大学の在籍状況に変更が生じたとき(休学、退学、転部、転科等)は速やかに当財団に報告をしてください。

その他各種書類の提出および奨学金給付に関する詳細についてはHPに掲載されている奨学金給付規定をご参照ください。

公益財団法人 西川記念財団

〒733-8510

広島市西区三篠町2丁目2-8（西川ゴム工業株式会社内）

TEL：082-237-9381

E-mail：kinen-zaidan@nishikawa-rbr.co.jp

※お問い合わせは、各学校の担当者よりお願いいたします。

公益財団法人 西川記念財団

個人情報保護基本方針

公益財団法人 西川記念財団（以下「財団」という。）は、財団の事業活動を通じて得た個人情報の保護に努めることを社会的責務と認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得について

財団は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得いたします。具体的には、財団が奨学生の募集・選定などの過程で、書面、電子媒体等を介して収集した個人に関する氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日その他の記述により当該個人を識別できるもの（当該情報では識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含みます。）を個人情報保護の対象範囲とします。

2. 個人情報の利用について

- (1) 財団は、財団の活動の過程で収集した個人情報を、報告書、会報、パンフレット、奨学生に対する通信などで使用する目的の範囲内で利用させていただきます。
- (2) 財団は、個人情報を第三者との間で共同利用し、又は個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。
- (3) 財団は、個人情報を第三者との間で共同利用し、又は個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。

3. 個人情報の取得について

財団は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

4. 個人情報の管理について

- (1) 財団は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。
- (2) 財団は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するため、適正な情報セキュリティ対策を講じます。
- (3) 財団は、外部への持出しにより個人情報を漏洩させません。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について

財団は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、誠実に対応します。

6. 組織・体制

- (1) 財団は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。
- (2) 財団は、個人情報の保護及び適正な管理方法についての規定及び要領等を作成するなどして、職員の個人情報の適正な取扱いを徹底いたします。